



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(大橋6号線ほか)	建設局道路管理課	1
告示	港湾施設の供用廃止と規模改め	港湾局経営課	2
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更に係る神戸農業振興地域整備計画案の縦覧等	経済観光局農政計画課	3
公告	景観法に基づく景観協定の認可(コモンステージ垂水多聞台景観協定)	都市局景観政策課	5
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市東灘区岡本8丁目)	都市局都市計画課	6
公告	都市公園の区域の変更(若宮公園及び離宮公園)	建設局公園部管理課	7
市会事務局	神戸市議員の請負の状況の公表に関する規則	市会事務局政策調査課	8

神戸市告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年11月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年11月28日まで一般の縦覧に供する。

令和5年11月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	腕塚1号線	神戸市長田区腕塚町6丁目 1番6地先から	新	86.00	12.90
		神戸市長田区腕塚町6丁目 1番1地先まで	旧	86.00	8.10
市道	国鉄沿長田 須磨線	神戸市長田区若松町2丁目 8番4地先から	新	106.30	14.90
		神戸市長田区若松町3丁目 2番112地先まで	旧	106.30	7.80
市道	蓮池駒栄線	神戸市長田区大橋町2丁目 8番16地先から	新	3.50	17.10
		神戸市長田区大橋町2丁目 8番16地先まで	旧	3.50	17.10

神戸市告示第442号

次の港湾施設について、令和5年11月15日から、その供用の廃止と規模を改める。

令和5年11月14日

神戸市長 久 元 喜 造

供用を廃止する港湾施設

上屋

名 称	位 置	構 造	規 模
六甲アイランドP上屋	神戸市東灘区向洋町東 3丁目	鉄骨造平屋建 一部2階建	5,195.12 m ²

規模を改める港湾施設

ふ頭用地

名 称	位 置	規 模	
		変更前	変更後
六甲アイランド Pふ頭用地	神戸市東灘区向洋町東 3丁目	10,143.66 m ²	12,943.66 m ²

神戸市公告

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和5年11月6日の翌日から起算して15日間（令和5年11月21日まで）神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和5年11月21日の翌日から起算して15日以内（令和5年12月6日まで）に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和5年11月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、郵送による提出は、縦覧完了日の令和5年11月21日までの消印のあるものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日（令和5年11月22日）から令和5年12月6日までに提出されたものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・ 異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申出の趣旨及び理由
- ・ 神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申出の年月日

神戸市公告

景観法（平成16年法律第110号）第90条第1項の規定に基づき、景観協定の認可の申し出を受け、同条第2項の規定に基づきこれを認可しましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該景観協定の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年11月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観協定の申請者の氏名及び住所
積水ハウス株式会社 神戸支店
支店長 原口 貴彦
明石市大明石町2丁目1番32号 ラスーノ明石公園前ビル
- 2 景観協定の名称
コモンステージ垂水多聞台景観協定
- 3 景観協定区域の位置
神戸市垂水区多聞台4丁目121番9 他

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年11月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区岡本8丁目86番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府河内長野市木戸1丁目32-15
沢田 浩一
- 3 許可番号
令和5年8月10日 第8137号
(変更許可 令和5年10月3日 第2084号)

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年11月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
若宮公園	須磨区若宮町2丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	縮 小
離宮公園	須磨区若木町4丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	拡 張

(2)供用開始の年月日

令和5年11月14日

神戸市会議員の請負の状況の公表に関する規則をここに公布する。

令和5年11月14日

神戸市会議長 坊 恭 寿

神戸市会規則第1号

神戸市会議員の請負の状況の公表に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）第23条の2の規定に基づき、市会議員（以下「議員」という。）の請負の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(請負状況等報告書の提出)

第2条 議員は、毎年4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は神戸市会（以下「市会」という。）の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は市会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該4月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における神戸市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、次の各号に掲げる事項を記載した請負状況等報告書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該4月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

(請負状況等報告書の訂正)

第3条 議員は、請負状況等報告書を訂正しようとする場合には、議長に訂正願を提出し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(請負状況等報告書の保存及び閲覧等)

- 第4条 第2条の規定により提出された請負状況等報告書は、これを受理した議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている請負状況等報告書の閲覧を請求することができる。
 - 3 前項の規定による請負状況等報告書の閲覧（以下この条において単に「閲覧」という。）は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。
 - 4 閲覧を請求しようとする者は、閲覧請求書（様式第2号）に閲覧年月日、住所及び氏名を記載しなければならない。
 - 5 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
 - 6 請負状況等報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
 - 7 請負状況等報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
 - 8 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
 - 9 議長は、第2項の規定による閲覧の他、請負状況等報告書に係る情報をインターネットの利用その他の方法で公表する。

(期限等の特例)

- 第5条 請負状況等報告書の提出の期限が、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。
- 2 第4条第3項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(委任)

- 第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

市会議長 様

市会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（前会計年 度）に支払を受け た総額（円）

支払を受けた総額の合計	円
-------------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた総額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2号（第4条関係）

閱 覧 請 求 書

閱 覧 年 月 日	年 月 日
住 所	
氏 名	
閱 覧 を 請 求 す る 報 告 書 の 名 称 等	